



令和6年度版

環境美化活動の 手引き



目次

① 環境美化推進員について

- P01 環境美化推進員の概要
- P02 環境美化活動の支援
- P04 環境美化推進員のQ&A

② わたしがやらなきゃごみ減量 ～SDGsへのスタート～

- P06 ごみの減量が必要な理由

③ ごみを取り巻く状況

- P08 本市のごみの現状について
- P09 海洋プラスチックごみ問題

④ ごみ減量の推進

- P10 雑がみを集めよう
- P12 資源物集団回収団体に対する協力金交付制度
- P14 プラスチック製容器包装(プラマーク)を分別しよう
- P15 食品ロスを減らそう
- P15 飲食店における食品ロス削減
- P16 生ごみを減量しよう
- P18 リサイクルしよう
- P18 みどりのリサイクル
- P19 使用済み小型家電のリサイクル
- P20 羽毛ふとんのリサイクル
- P20 廃食用油(使用済みごぼら油)のリサイクル
- P20 使用済みインクカートリッジのリサイクル

⑤ ごみの収集

- P21 ごみ・資源物の分別
- P22 分別収集カレンダー、ごみ・資源物の出し方便利帳
- P23 特定品目の出し方
- P24 リチウムイオン電池の出し方
- P25 資源物のゆくえ(びん・かん・特定品目)
- P26 資源物のゆくえ(ペットボトル・プラスチック製容器包装)
- P26 ごみ集積所
- P30 ごみのQ&A
- P31 家庭ごみの自己搬入
- P31 ごみ・資源物の持ち去り禁止
- P32 ごみの不法投棄防止
- P32 事業活動に伴うごみ
- P34 災害時のごみの出し方

⑥ 資料

- P36 リサイクル拠点の紹介
- P40 資源物回収業者一覧

環境美化推進員の皆さまへ

市では、生活環境の美化やごみの減量、資源化についての情報を、市民の皆さまにお伝えし、地域環境美化の推進を呼びかけています。

環境美化推進員の皆さまには、この手引きを通して市の取組みを理解し、環境美化における地域のリーダーとして、自治会等による環境美化活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

環境美化推進員の概要

概要

(1)人数

各自治会等で1名以上(人数は任意)を選任し、その中から代表者を1名選出してください。

(2)任期

任期は原則3年としますが、地域や団体の実情に合わせて変更が可能です。
任期途中で変更される場合は、下記問合せまでご連絡ください。

(3)役割

生活環境の美化やごみの減量、資源化について地域内の調整を図りながら住民の意識高揚に努め、自主活動をする役割を担います。

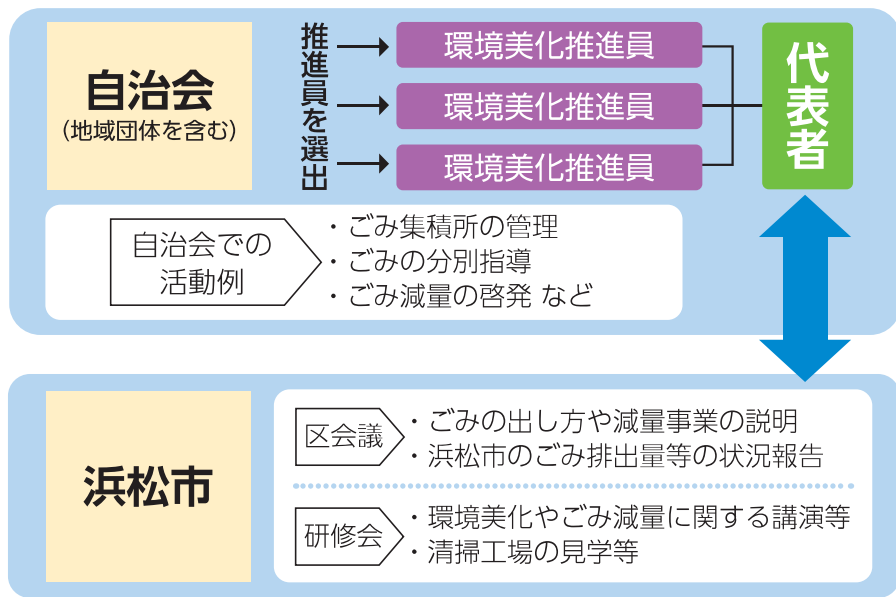
活動内容

- ・ごみ集積所の管理
- ・ごみの分別指導
- ・ごみ減量の啓発
- ・地域清掃活動の啓発や実践
- ・市で主催する会議や研修会への参加など



【問合せ】一般廃棄物対策課 ☎453-6229

環境美化推進員と浜松市の関係性



市HP

浜松市 環境美化活動

検索

各自治会が取り組んでいる環境美化活動をまとめた「地域環境美化活動事例集」も掲載しています！

環境美化活動の支援

環境美化推進員の腕章・胸章の交付

環境美化推進員には、市から腕章と胸章を交付します。腕章や胸章は、ごみの分別や集積所の管理等の活動をする際、トラブルを避けるためにご活用ください。



腕章



胸章



出前講座

ごみの減量やごみの正しい出し方について理解を深めていただくため、市職員による出前講座を実施しています。

講座名	内容	時間	講座担当課
ごみ減量セミナー	市のごみの現状や生ごみの水切り、雑がみの分別、食品ロスを出さない生活など、ごみの減らし方について説明します。 ※水切りや雑がみ分別の体験も追加可能	45分 ～ 60分	一般廃棄物対策課
ごみ・資源物の正しい出し方	ごみ・資源物の正しい出し方について説明します。	45分	一般廃棄物対策課 北部収集窓口センター 平和清掃事業所 南部清掃センター 浜北清掃センター 天竜清掃事業所
海洋ごみ問題	海洋ごみが起こす問題や解決のために私たちができる取組みを説明します。	60分	環境政策課

市HP

浜松市 出前講座

検索

清掃施設見学

ごみを収集した後に、ごみがどのように処理されるのか、理解を深めていただくため、施設の見学を受け付けています。

受入施設	電話
平和最終処分場	☎487-1131
西部清掃工場	☎440-0150
天竜エコテラス	☎581-8810

※見学は、各施設にお申し込みください。

地域環境美化活動推進協力金

各自治会が実施するごみ・資源物の分別促進や排出マナーの指導、ごみ集積所等の清潔保持に関する活動、地域の清掃活動等の地域環境美化活動に対し、協力金を交付しています。



《協力金交付額》

- (1) 101世帯以上の自治会は、当該自治会の世帯数×80円
- (2) 100世帯以下の自治会は、当該自治会の世帯数×50円+3,000円

※自治会の世帯数は、当該年度の4月1日時点の世帯数

生活環境改善活動功労団体・功労者に対する表彰 (浜松市長感謝状)

市では、地域の生活環境改善活動を長年にわたり取り組み、浜松市自治会連合会から推薦された優良地域団体・事業功労者を表彰しています。環境美化推進員の活動も表彰の対象となっています。



環境美化推進員のQ&A

Q 地域でどんな活動をすればよいのか？

A 活動は各自治会・町内会の実情に合わせて実施していただいています。主にはごみ集積所の管理、回覧や地域の会合でのごみの減量啓発・分別排出指導、地域清掃活動の啓発・実践等です。

ごみ集積所の管理については、市が配布している管理日誌や看板、ステッカー等 (P28) をご活用ください。また、住民へのごみの減量啓発・分別排出指導については、本手引きや、市HPに掲載している活動事例を参考にいただき、必要に応じて出前講座や清掃施設見学 (P3) もご活用ください。

❶ 任期は必ず3年でなければいけないのか？

❶ 3年でなくても構いません。

任期は原則3年としていますが、当番制や1年での交代制でも結構です。また、再任も妨げません。地域や団体の実情に合わせて適宜ご設定ください。

❶ 期限切れの胸章や古くなった腕章はどうすればよいのか？

❶ 新しい胸章や腕章をお渡しします。

期限切れの胸章や古くなり、汚れや破損等がある腕章は、新しいものをお渡しいたします。

【問合せ】一般廃棄物対策課 ☎453-6229



❶ 「環境美化活動の手引き」は誰に配布しているのか？

❶ 例年、環境美化推進員、自治会長・町内会長にお渡ししています。

手引きは環境美化推進員の日々の活動に役立てていただくための冊子で部数も限られているため、上記以外の方への配布はお断りしています。必要な場合は、市HPをご覧ください。

❶ 区会議や研修会には誰が参加すればよいのか？

❶ 基本的には環境美化推進員の出席をお願いします。

環境美化推進員のご都合がつかない場合は、自治会長等の代理出席でも構いません。



❶ 環境美化活動に対する支援はあるのか？

❶ 「地域環境美化活動推進協力金」があります。

各自治会が実施する地域の環境美化活動に対し、年に1回、協力金を交付しています。申請の案内は自治会長宛てに通知します。

協力金の交付額については、P4をご確認ください。



ごみの減量はみんなで取り組むことが大切です。

一人でできることは小さなことかもしれませんが、一人ひとりがごみの減量を意識すれば、大きな効果につながります。

「わたしがやらなきゃ ごみ減量」を合言葉に、協力してごみを減らしましょう！

ごみの減量が必要な理由

ポイント1 地球環境を守るため



わたしたちが普段使っているものは、限りある資源を利用して作られています。そのため、わたしたちはものを大切に、資源の消費をできる限り抑制することで大切な資源を守る必要があります。

また、ごみを運んだり燃やしたりすると温室効果ガスである二酸化炭素が大量に排出され、地球温暖化の原因になります。

わたしたちは、地球の環境を守り次世代に引き継ぐ必要があります。

ポイント2 最終処分場の埋立量を減らすため

市内にはごみを埋め立てる最終処分場がありますが、その埋め立てできる量には限りがあります。

埋立地の負担を軽減させるために、ごみを減らさなければいけません。



ポイント3 将来世代の負担軽減のため



ごみ処理には多額の経費がかかります。ごみを減らすことで将来的に清掃工場等の規模を小さくしたり、ごみの運搬を減らしたりすることができます。節約できたお金はわたしたちの生活を豊かにするために使うことができます。

SDGs とは

2015年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で採択された17の目標、169のターゲットからなる国際目標。



ごみ減量の行動は、限りある資源を守ることや、気候変動対策として二酸化炭素の排出を減らすこと、豊かな海を守ることなどのSDGsの目標達成にもつながります。

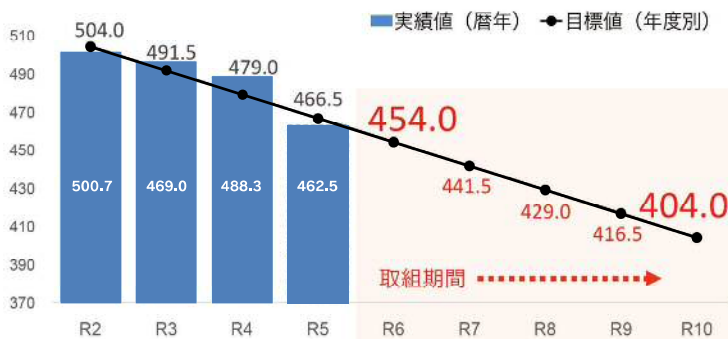
「SDGs未来都市」である浜松市民として、普段の生活の中でできるごみ減量の取組みを実践していきましょう！

浜松市の一人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標値

目標達成に向けて、一緒にごみの減量に取り組んでいきましょう。

(単位: g/人・日)

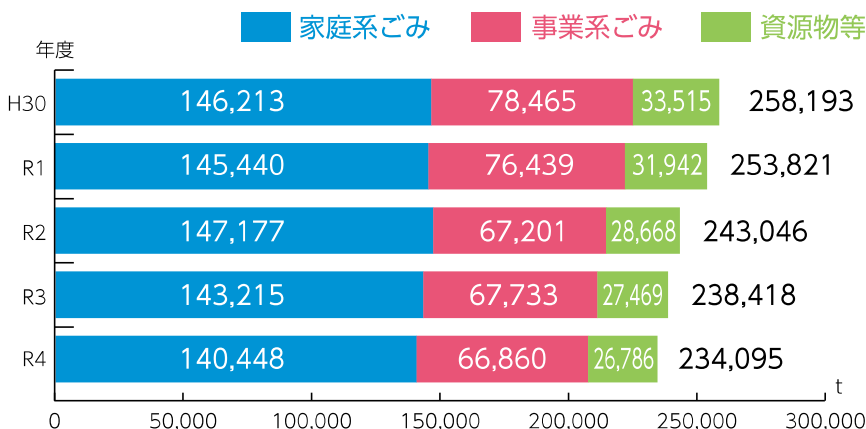
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
目標値	504.0	491.5	479.0	466.5	454.0	441.5	429.0	416.5	404.0



本市のごみの現状について

ごみ・資源物の総排出量の推移

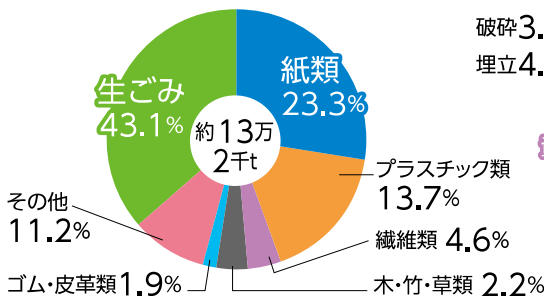
家庭から出るごみの排出量は横ばいで推移しています。



※四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

家庭系もえるごみの内訳とごみ処理経費

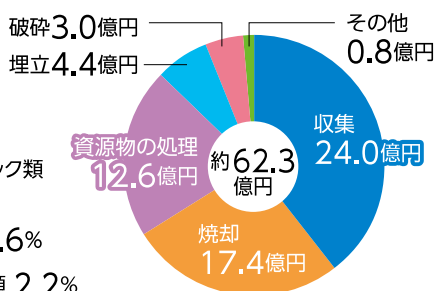
家庭系もえるごみの内訳



内訳は令和4年度ごみ質分析結果を参考とした(ごみ減量推進課調査)

家庭から出るもえるごみの内訳は「生ごみ」「紙類」「プラスチック類」が約80%を占めています。

ごみ処理経費の内訳



令和4年度

ごみ処理経費 約62.3億円

※家庭系・事業系・資源物等の処理に係るお金や施設の維持管理費など。

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。
※ごみ処理手数料等の歳入を差し引いた金額です。

海洋プラスチックごみ問題



レジ袋やペットボトルなどのプラスチックが海に流出すると、海の生き物が餌と間違えて食べて、死んでしまうことがあります。また、紫外線や波によって細かく砕かれた「マイクロプラスチック」に有害物質が付着することで、食物連鎖を通じて、生態系や人体に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

浜松市では、海岸等の一斉清掃（ウェルカメクリーン作戦・浜名湖クリーン作戦）を開催するとともに、ボランティアによる海岸等の清掃活動を支援しています。海洋プラスチックごみは、2050年までに海の魚の重量を上回るという試算もあります。プラスチックとの向き合い方を見直していきましょう。



マイクロプラスチック
(5mm以下はマイクロプラスチックと呼ばれています)

海岸等の清掃ボランティア等の支援

市内の海岸等を自発的に清掃するボランティア団体（法人含む）を対象に、以下の支援を実施しています。支援制度を活用して清掃活動に取り組んでみませんか。

支援 1 市 HP への参加者募集の情報掲載

支援 2 ごみ袋・軍手の提供

支援 3 市 HP への清掃実績の情報掲載



【申請先】環境政策課 ☎453-6149

市HP

浜松市 クリーン作戦

検索

わたしにできること

- ごみをポイ捨てしない
- ごみを集積所に出すときは、ルールに従ってごみが散乱しないように注意する
- 地域や海岸の清掃活動に参加する
- マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイスプーンなどを使う



【ウェルカメクリーン作戦の様子】